

# 松原5・6丁目自治会規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、松原5・6丁目自治会という。

(区域)

第2条 この会は下記に記する地域内に住所を有するもの、並びに同地域内に店舗、その他の事業所を常設するものをもって構成する。

- (1) 松原5丁目1番から17番まで、18番の一部、19番の一部、21番から33番まで、40番、44番から47番まで、49番から61番までの区域
- (2) 松原6丁目全域
- (3) 羽根木1丁目32番の一部、羽根木2丁目35番の一部、羽根木2丁目40番の一部
- (4) 赤堤2丁目1番の一部、赤堤2丁目2番の一部、赤堤2丁目17番の一部

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を世田谷区松原5丁目8番11号、松原5・6丁目自治会館に置く。

## 第2章 目 的

(目的)

第4条 この会は会員相互の親睦を図ると共に、区域の住民との連絡、環境の整備、集会施設の維持管理、良好なる地域社会の維持、及び形成に資する地域的な共同作業を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 会員の教育、及び文化教養の向上に関する事。
- (3) 地域の生活環境の改善、及び向上に関する事。
- (4) 防火、防犯、防災、交通安全に関する事。
- (5) 会員の福祉、厚生に関する事。
- (6) 街路照明灯の施設の維持管理に関する事。
- (7) 防犯カメラの運用に関する事。
- (8) 松原5・6丁目自治会館の管理、運営に関する事。
- (9) その他目的達成するために必要な事。

## 第3章 会 員

(会員)

第6条 (1) 第2条に定める区域に住居を有する個人並びに同区域内に店舗その他の事業所を常設する者は、すべてこの会の一般会員になることができる。  
(2) この会は、正当な理由がない限り、区域に住居を有する個人の加入を拒んではならない。  
(3) 第1項の一般会員に該当しない個人または世帯、もしくは区域内に店舗、事業所を常設する者（法人または組合等の団体）については、賛助会員になることができる。

(会費)

- 第7条 (1) 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。  
(2) 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

- 第8条 (1) 会員または賛助会員になろうとする者は、入会の意思を示し、会費を納入することにより、入会することができる。  
(2) この会の区域に転入した個人または世帯、もしくは法人に対して、この会はこれらの者に、この会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

- 第9条 (1) 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。  
(2) 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。  
① 会の区域内に居住しなくなったとき。  
② 死亡または法人などを解散したとき。  
③ 会費を2年以上滞納し、且つ催告に応じないとき。

(抛出金品の不返還)

- 第10条 (1) 退会した会員がすでに納入した会費、その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(役員)

第11条 この会に次の役員を置く。

- |        |    |         |    |          |       |
|--------|----|---------|----|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 5名 | (3) 事務局長 | 1名    |
| (4) 会計 | 2名 | (5) 監事  | 2名 | (6) 理事   | 30名以内 |

(役員を選出)

- 第12条 (1) 役員は、役員選考委員会の推薦により、総会の議決を得て選任する。  
(2) 役員選考委員会は、役員任期満了前に、会長が設置するものとし、その設置については、別に細則を定める。  
(3) 監事は、他の役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

- 第13条 (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。  
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。  
(3) 事務局長は、この会の会務を統括する。  
(4) 会計は、この会の会計事務を統括する。  
(5) 監事は、この会の事業、及び会計を監査する。  
(6) 理事は、その担当に応じて、各事業を遂行する。

(役員任期)

- 第14条 (1) この会の任期は、2年とし、再任を妨げない。  
(2) 役員に欠員が生じた場合は、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。  
(3) 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合、または、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(相談役)

- 第15条 (1) この会に、相談役を置くことができる。相談役は、役員会の承認を得て、会長が委嘱

する。

- (2) 相談役は、会長の諮問にこたえ、かつ意見も述べることができる。その任期は2年とする。

## 第5章 会 議

(会議の種類)

- 第16条 (1) この会の会議は、総会、役員会、執行部会、及び委員会とする。  
(2) 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第17条 (1) 総会は会員をもって構成する。  
(2) 役員会は、会長、副会長、会計、及び理事をもって構成する。  
(3) 執行部会は、会長、副会長、事務局長及び会計をもって構成する。  
(4) 委員会の設置については、別に細則等を定める。

(機能)

- 第18条 (1) 総会は次の事項を議決する。  
① 事業計画、及び収支予算に関すること。  
② 事業報告、及び収支決算に関すること。  
③ 規約の制定、改廃に関すること。  
④ 役員を選任、及び解任に関すること。  
⑤ その他、この会の運営に関する重要事項に関すること。  
(2) 役員会は、次の事項を議決する。  
① 総会の議決した事項の執行に関すること。  
② 総会に付議すべき事項に関すること。  
③ その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。  
(3) 第1項に定める事項につき、急ぎ執行を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。  
(4) 急ぎ執行を要する会務については、執行部会で協議の上執行することができる。その場合には、会長はこれを次の役員会で報告し、その承認を求めなければならない。

(通常総会)

- 第19条 (1) 通常総会は、毎年1回開催する。  
(2) 毎年度終了後2ヶ月以内に開催しなければならない。

(臨時総会)

- 第20条 (1) 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

- 第21条 (1) 役員会は、毎月1回定例日に開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、または役員現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

- 第22条 (1) 総会、及び役員会は、会長が招集する。  
(2) 会長は、20条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。  
(3) 会長は、21条の規定による請求があったときは、その日から10日以内に、役員会を招集しなければならない。

- (4) 総会、及び定例日以外の役員会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時、及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

- 第23条 (1) 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。  
(2) 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

- 第24条 (1) 会議は、総会において総会員の、役員会においては役員現在数の、2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

- 第25条 (1) 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。  
(2) 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。  
(3) 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、会長として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決)

- 第26条 (1) やむをえない理由のため、会議に出席できない会員、及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第27条 (1) 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。  
① 会議の日時、場所  
② 会員または役員の現在数  
③ 会議に出席した会員の数、または役員の氏名（書面表決者、及び表決委任者を含む）  
④ 議決事項  
⑤ 議事の経過の概要、及びその結果  
⑥ 議事録署名人の選任に関する事項  
(2) 総会議事録には、議長、及び出席した会員、または役員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名しなければならない。

## 第6章 組 織

(班)

- 第28条 (1) この会を円滑にするため、第2条に定める区域を適当なブロックに分け、ブロック内に班を設ける。ブロック、及び班の編成は細則に定める。

(部)

- 第29条 (1) 第5条の事業を行うため、次の部を設ける。  
① 総務部  
イ. 庶務 ロ. 関係官庁並びに他団体との連絡 ハ. 各会の議事の記録  
ニ. その他いずれにも属しない事項  
② 経理部  
イ. 会計事務の処理 ロ. 予算決算事務 ハ. 財政の管理  
③ 防犯・交通部

- イ. 防犯対策 ロ. 交通安全対策 ハ. 防犯カメラの維持管理 ニ. 関係官庁並びに他団体との連絡
- ④ 防災・防火部
  - イ. 防火対策、地震対策 ロ. 関係官庁並びに他団体との連絡
- ⑤ 緑化・環境衛生部
  - イ. 地域の清掃、美化、緑化 ロ. 保健衛生に関する事業と衛生思想の向上
  - ハ. その他環境の改善などに関する事 ニ. 関係官庁並びに他団体との連絡
- ⑥ 広報・文化福祉部
  - イ. 教育文化教養の向上 ロ. 福祉に関する事業 ハ. レクリエーション、親睦に関する事 ニ. 自治会だよりの発行 ホ. ホームページの運営 ヘ. 関係官庁並びに他団体との連絡
- ⑦ 施設部
  - イ. 自治会館の維持管理 ロ. 街路灯の維持管理 ハ. 掲示板の維持管理
  - ニ. 関係官庁並びに他団体との連絡
- ⑧ 事務局
  - イ. 総会・役員会に関する事 ロ. 自治会館の管理・運営 ハ. 関係官庁並びに他団体との連絡
  - ニ. その他いずれにも属しない事項
- ⑨ 以上のほか、必要に応じ部を設けることができる。

(部長、副部長)

第30条 (1) 各部の部長、副部長は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 (1) この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 会費
- ② 寄付金品、助成金
- ③ 資産から生ずる収入
- ④ 事業から生ずる収入
- ⑤ その他の収入
- ⑥ 次に掲げる資産
  - イ. 宅地 所在 世田谷区松原5丁目205-4 28.32㎡
  - " 205-6 159.77㎡
  - " 205-7 8.20㎡
  - ロ. 建物 所在 世田谷区松原5丁目205-6
  - 構造 木造スレート葺2階建
  - 建築面積 88.68㎡ 延面積 172.38㎡

(資産の管理)

第32条 (1) 資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

- (2) 前条に掲げる資産は、これを処分し、または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

第33条 (1) この会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 (1) この会の事業計画、及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第35条 (1) この会の事業報告、及び収支決算は、事業年度終了後2ヶ月以内に、その年度末の財産目録と共に、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第36条 (1) この会の事業年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終る。

## 第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 (1) この会の規約は、総会において、総会員の4分の3以上の賛成を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 (1) この会が、総会の議決に基づいて、解散する場合は、総会員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(2) 解散の時に存する残余財産は、総会の議決を得て、この会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

## 第9章 雑 則

(書類及び帳簿類の備付け)

第39条 (1) この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類、及び帳簿を備えて付けておかねばならない。

- ① 規約
- ② 認可に関する書類
- ③ 役員に関する書類
- ④ 会員に関する書類
- ⑤ 会議議事録
- ⑥ 資産台帳
- ⑦ 収入、支出に関する帳簿、及び証拠書類
- ⑧ 各事業年度末の財産目録、及び収支決算書
- ⑨ 事業計画書、及び収支予算書
- ⑩ その他必要な書類、及び帳簿

(細則)

第40条 (1) 役員会は、この規約を実施するにあたって、必要な場合は、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

1. この規約は平成17年2月1日より施行する。
2. 旧松原5・6丁目自治会則は、廃止する。
3. この規約の施行期日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は平成16年定例総会までとする。
4. この規約の適用にともなう、その他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て、別に

定める。

以上